

令和7年第9回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和7年9月30日（火）午後2時00分

2 場 所 朝霞市役所 大会議室（奥）

3 出席者

教 育 委 員 会 教 育 長	二 見 隆 久
教育委員会教育長職務代理者	平 木 倫 子
教 育 委 員 会 委 員	高 橋 松 久
教 育 委 員 会 委 員	森 島 史 枝
教 育 委 員 会 委 員	上 野 正 道

4 説明のための出席者

学 校 教 育 部 長	福 士 昌 三
生 涯 学 習 部 長	奥 山 雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関 口 豊 樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	長 谷 修
生涯学習部参事兼中央公民館長	堀 川 政 昭
教 育 管 理 課 長	横 瀬 修 克
教 育 指 導 課 長	手 島 牧 子
学 校 給 食 課 長	星 加 敏 昭
文 化 財 課 長	藤 原 真 吾
図 書 館 長	増 田 潔

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
- (3) 会 議 録 の 承 認 ・ 訂 正
- (4) 教 育 長 月 間 行 事 の 承 認
- (5) 教 育 長 の 報 告
- (6) 議 案 の 審 議
- (7) そ の 他 言
- (8) 閉 会 宣 言

別紙のとおり
別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

①いじめに関する調査結果について

(当日配付)

②令和6年度朝霞市生徒指導上の諸問題調査について

③令和7年度埼玉県学力・学習状況調査について

④令和7年度中学校全国・関東大会の結果について

⑤令和7年度親子de給食センター探検について

⑥令和7年度朝霞市人権教育推進協議会現地研修会について

⑦夏休み親子陶芸教室について

⑧小学生スポーツ教室について

⑨スポーツ射撃体験会について

⑩令和7年度溝沼子どもプールについて

⑪第40回サマーフェスティバルについて

⑫令和7年度夏季休暇期間放課後子ども教室事業について

⑬令和7年度第2回朝霞市立図書館協議会について

◎ 提出議案

議案第56号 朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて

議案第57号 令和8年度当初朝霞市教職員人事異動方針を定めることについて

議案第58号 朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

議案第59号 朝霞市教育委員会職員の人事について

(当日配付)

議案第60号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて

(当日配付)

教育長月間行事（令和7年8月） 実績

1	金	14:00	部落解放同盟埼玉県連合会2025年度市町村交渉
1	金	17:00	朝霞市民まつり「彩夏祭」前夜祭
2	土	12:00	朝霞市民まつり「彩夏祭」こども審査
3	日	16:50	朝霞市民まつり「彩夏祭」表彰式等
7	木	11:15	時年休（5時間）
8	金		夏休（1日）
12	火		夏休（1日）
14	木		夏休（1日）
15	金		夏休（1日）
18	月		夏休（1日）
19	火		年休（1日）
20	水	14:00	朝霞地区教育委員会連合会第2回理事会
23	土	8:30	TOKYO2020メモリアルBR・BP JAPANCUP
23	土	10:00	第40回サマーフェスティバル
23	土	15:00	富士見町内会夏祭り
24	日	10:00	第70回朝霞市民総合スポーツ大会水泳大会
27	水		年休（1日）
31	日	8:40	第70回朝霞市民総合スポーツ大会テニス大会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長月間行事（令和7年10月） 予定

日	曜	時	事
3	金	10:00	埼玉県都市教育長協議会定例協議会
4	土	9:00	七小、十小運動会
5	日	9:15	第70回朝霞市民総合スポーツ大会 卓球の部
5	日	11:00	第64回朝霞市文化祭 歌謡発表会
11	土	9:00	四小、六小、八小運動会
12	日	8:00	第70回朝霞市民総合スポーツ大会市民スポーツ大会
17	金	14:30	令和7年度朝霞地区小・中学校管理職人権教育懇談会
18	土	8:35	一小運動会
18	土	10:00	朝霞市戦没者追悼式
19	日	11:00	第64回朝霞市文化祭芸能のつどい
24	金	13:20	南部教育事務所訪問
25	土	14:00	第70回朝霞市民総合スポーツ大会 合気道の部
25	土	10:00	西朝霞公民館祭り 1日目
25	土	10:00	北朝霞公民館祭り 1日目
26	日	10:00	子ども大学朝霞「ミニあさか」
27	月	14:00	第5回南部教育長会議・教育長協議会
30	木	15:00	朝霞地区教育委員会連合会令和7年度管理職合同研修会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています

教育長報告事項

令和6年度朝霞市生徒指導上の諸問題調査について

○調査名：令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

○調査期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

1 不登校児童生徒数について（令和4年度との比較）

	小学校	中学校
令和5年度	176人	265人
令和6年度	198人	255人

《考察》

- 小学校不登校児童数は、前年度より22人増加した。ここ数年、小学校の不登校児童数は増加の一途をたどっている（平成29年度31人、平成30年度53人、令和元年度65人、令和2年度72人、令和3年度85人、令和4年度113人、令和5年度176人）。不登校に対する社会的な認識の変化や多様な学びの場が増えてきたことが想定される。依然として生活リズムの不調や学校生活へのやる気が出ない等が多くなっているため、小学校においては、低学年のうちから欠席が続く児童への支援や早期対応が必要である。その際、「一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック（令和6年3月 埼玉県教育委員会）の3ページ「状態別索引」を活用することで、教師の経験の差によらない指導につながる。
- 中学校は、前年度より10人減少した。学年別の総数では2年生の人数が最も多く97名となっている。なお3年生85名であり、うち80名が進学することができている。不登校生徒に対してもきめ細やかな指導がなされている。255名のうち、90日以上欠席者は161名となり、不登校生徒の約63%（令和5年度56%）は90日以上欠席者となった。不登校生徒数は減少しているものの、長期化する割合は増加している。小学校から不登校だった生徒が中学校に入学してからも不登校の状況を継続するケースが多く、小中学校での情報共有を行い、継続的な不登校支援の取組が必要である。不登校問題は本市の喫緊の課題であり、小中連携支援シートの活用による継続的な指導や小中連携推進協議会等での連携による中1ギャップの解消等、個に応じた支援の実践を目指す。
- すでに不登校状態になっている児童生徒への支援は、スモールステップで進めていくことが必要である。個々の躓きに寄り添い、できることを増やしていくよう働きかけていく。
- ※ 特に初期対応として、欠席1日目の電話連絡、3日続いたら家庭訪問などを徹底する。また、令和元年度より「不登校対応 段階別アプローチプラン」（令和6年9月改訂）を作成し、各学校でこれに基づいて対応をしている。
今後も効果的に連絡を取り合い、児童生徒との信頼関係づくりに一層努め、子供の変化に気付くようにすることが重要である。さらに、各学校における組織的な対応や、朝霞市いじめ不登校対策会議等の取組及び関係諸機関との連携を強化するとともに、さわやか相談室の相談員やスクールカウンセラー並びに子ども相談室の相談員やスクールソーシャルワーカーの積極的な活用も行う。

2 いじめの認知件数について（令和5年度との比較）

	小学校	中学校
令和5年度	102件（77）	36件（29）
令和6年度	116件（79）	49件（35）

※（ ）は解消した件数

《考察》

- 近年、いじめの認知への考え方が変化し、軽微なケースも認知して対応していくことが学校現場でも定着している。いじめの認知件数は昨年度と比べ、小学校で14件、中学校で13件増加しており、全体的には増加している。中学校ではいじめがオンラインゲームやSNS上で起きるケースがあり、潜在化している可能性があることを念頭に置いて対応すべきである。
- 学年別の認知件数をみると、小学校4年生の認知が35件と最も多く、中学校では学年が上がるにつれて減少している。しかしながら、いじめはどの学年、どの子にも起こり得るものであり、児童生徒一人一人をしっかりと見て、適切に指導することが求められる。また、不安定な心情の理解や、他者を認め、思いやりをもつために自己肯定感を高めていきたい。今後も教職員と家庭で連携を図り、児童生徒理解に努めていくことが重要である。
- 3か月の見届け後に解消としている文科省の定義に基づいて見届けを行っている。場合によっては、いじめの心理的負担が軽減したことが確認できないことで、児童生徒や保護者が納得した上での解消とすることが困難になることがある。
そうならないためにも、いじめの見届けを終える際には、加害環境の改善と心理的苦痛の解消・軽減の確認をしていくことが重要である。これは、日頃の何気ない会話の中でも確認が可能である場合が多い。
いじめが複雑化する前に、初期の段階で小さなことも見逃さず、対応していく必要がある。また、指導後は、指導内容をその日のうちに（まずは第一報だけでも良い）、保護者に連絡することが大切である。
- いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうると認識した上で、いじめの予防と早期発見、早期対応を図っていく必要がある。
いじめを認知した際は、組織として早期対応に努め、被害の拡大を防がなければならない。初動の遅れがその後の全てを左右してしまうケースがあるため、初動でいかに正確に状況をつかめるかが肝要である。今後もいじめの解消率100%を目指し取り組む必要がある。

3 暴力行為発生件数について（令和5年度との比較）

	小学校	中学校
令和5年度	14件	5件
令和6年度	17件	13件

《内訳》

※ 表中の数字は、発生件数

	対教師	生徒間 暴力	対人暴 力	器物損 壊
小学校	1	13	0	3
中学校	0	10	1	2

《考察》

- 令和5年度と比較して暴力行為の発生件数は小学校では3件増加、中学校では8件増加した。小学校では、令和4年度から令和5年度にかけて21件減少しており、令和6年については令和5年より増加しているものの、令和4年より低い水準である。小学校では小学校4年と6学年での発生が多く、中学校では中1での発生が多い。小学校3年を除くすべての学年で暴力行為は発生している。小・中学校ともに、今後も他者を受け入れるための自己肯定感を高める指導を継続していくことが重要である。また、家庭環境の変化等ある場合には、暴力性の原因になっている場合もあるので注視していく必要がある。
- 小・中の連携を今まで以上に密にし、早期対応・組織的対応を心がけ、初期対応の段階から適切な指導、助言を複数で行い、細やかな対応をしていくことが重要だと考える。難しい事案では、関係機関と連携を図り対応する必要もあるので、一人で抱え込まず、組織で対応し、どんな小さな情報も共有する事が重要である。

教育長報告事項

令和7年度埼玉県学力・学習状況調査について

- 1 調査期日 4月23日(水)から5月21日(水)までのうち、市町村教育委員会が実施可能な日。本市は、小学校で5月12日(月)14日(水)15日(木)の3日間、中学校で5月7日(水)8日(木)9日(金)の3日間で実施。
- 2 調査の目的
埼玉県の児童生徒の学力や学習に関する事項等を把握することで、教育施策や指導の工夫改善を図り、児童生徒一人一人の学力を確実に伸ばす教育を推進するため。
- 3 調査対象 埼玉県内の公立小学校・第4学年～第6学年
埼玉県内の公立中学校・第1学年～第3学年
- 4 調査事項及び手法
 - (1) 教科に関する調査
 - 小学校第4学年から中学校第1学年 2教科(国語、算数・数学)
 - 中学校第2学年及び中学校第3学年 3教科(国語、数学、英語)
 - (2) 質問紙調査(学習意欲、学習方法及び生活の習慣等に関する事項)
 - (3) 学校質問紙(学校における教育活動並びに学校及び市町村における教育条件の整備等に関する事項の調査をオンラインにより実施。)
 - (4) 調査問題については原則非公開。
 - (5) CBT(Computer Based Testing=コンピューター上で行う試験方式)で実施。
- 5 調査結果の公表
埼玉県教育委員会は、以下の事項等を示す。
 - ・教科に関する調査に係る調査実施市町村全体及び市町村別結果の一覧
 - ・児童生徒に対する質問紙調査並びに学校及び市町村教育委員会に対する調査に係る調査実施市町村全体の回答状況
 - ・教科に関する調査及び児童生徒に対する質問紙調査などの結果分析並びにそれらの調査結果の相関などの分析
 - ・その他調査の目的に資する事項

6 問題の傾向

(1) 国語

全体としては、前学年において身に付けておかなければならない、学習指導要領で示された領域を網羅した問題が出題されている。

小学校では、どの学年においても、「漢字」、「主語・述語」、「対義語」といったような、「言葉の特徴や使い方」に関する問題が多くなっている。高学年になるにつれて「書くこと」、「読むこと」に関する問題の比率が増加し、解説文、長文、資料を精読した上で、考えを記述するといった力を必要とする。

中学校では、前学年までの内容を網羅する基礎的な問題が多いが、根拠を明確にして自分の意見を具体的に書くものや、文章の構成や話す工夫について問うものがあつた。本文と資料を合わせながら、内容を読み取り、分析したうえで考えを記述する等、思考力を問う問題が多い。

(2) 算数・数学

全体としては、前学年において身に付けておかなければならない、基本的な知識・理解を求める問題が多い。

小学校では、どの学年においても、「数と計算」の出題が最も多く出題され、「図形」、「変化と関係、または測定」、「データの活用」は、ほぼ同数ずつ、万遍なく出題されている。4年生では、単純な数値の計算や読み取りが多い。いずれの学年でも根拠を明らかにしながら説明をするなどの思考力を問う問題が出題されている。

中学校では、どの学年においても、「数と計算」、「図形」といった問題を中心にしつつ、「関数」、「資料の活用」の問題が出題されている。複雑な計算から、公式の活用、推論や証明といった、より高い数学的な見方や考え方が問われる問題が多い。また、1年生、2年生において「説明する問題」はいずれもデータの活用から出題されていた。

(3) 英語

2学年ともに、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」を、万遍なく網羅した出題傾向である。

リスニングでは、複数の事実を聞き取った上で整理し、解答を選択する力が問われる。

文章問題は、基本的に選択式の問題が多い。情報を正しく読み取る力や、読み取ったことから、適切な表現を選択する力が問われる。対話文の流れを完成させる問題や、対話文の空欄に適当な表現を入れるといったコミュニケーション能力を問う問題も多い。

教育長報告事項

令和7年度親子 de 給食センター探検について

- 1 日 時 ①令和7年7月22日(火) ②令和7年7月23日(水)
 ③令和7年7月24日(木) ④令和7年7月25日(金)
 各回：午前10時～正午
- 2 会 場 ①②溝沼学校給食センター ③④浜崎学校給食センター
- 3 対 象 小・中学校児童生徒とその保護者
- 4 定 員 各回：14組（最大35人）
- 5 参加者 ①14組32人 ②14組33人
 ③13組30人 ④14組33人 合計 55組128人
- 6 応募者 ①123組 ②129組
 ③108組 ④ 90組 合計450組
- 7 内 容
 - ① オリエンテーション
 スケジュール説明、スタッフ紹介、手洗い、調理場内入場前の注意点説明
 - ② 調理場内で各工程の説明
 検収、調味庫、下処理、スライサー、フライヤー、冷凍・冷蔵庫、和え物室、スチームコンベクションオーブン、洗浄室等
 - ③ カラーボールやペットボトルキャップを用いた模擬体験
 検収（計量）、下処理、回転釜、冷凍・冷蔵庫、（和え物室は溝沼のみ）等
 - ④ 給食メニュー（焼きそば、フランクフルト、揚げパン）の試食
- 8 評 価

このイベントは、給食センター内の探検を通じ、普段食している給食がどのように作られているのかを知ってもらい、関心や理解を深めてもらうため、また、普段入ることの出来ない調理場内で大型機器を使った模擬体験をしてもらい、給食を食するまでの安全確保や衛生面等の配慮の大切さを知ってもらうため、学校給食の溝沼と浜崎学校給食センターを会場に実際に調理場内に入り、大型調理機器を使って給食の作業工程を見ながら模擬体験をしてもらう昨年度からの形式を引き継ぎ実施しました。

TETORU（テトル）を活用して募集チラシを全保護者に送信し、市ホームページから応募する方式により定員の56組をはるかに超える450組の応募がありました。応募人数からすると12%の当選率となりましたが、昨年度2日間で28組の受け入れを今年度は4日間で56組として実施し、最大限の受け入れを行ったものと考えます。

参加者からのアンケートでは「給食の調理工程を知ることができ、しっかり管理されていることがわかり安心した」「給食を作る大変さが実感できた」「毎日ご飯が食べられる幸せ、誰かが作っていることを伝えられる貴重な体験となった」「また参加したい」「いつも美味しい給食をありがとうございます」などの意見が数多くあったことから、児童生徒及び保護者に普段学校で提供されている給食に対する関心や理解を深めてもらう機会とすることができ、本事業の実施目的を果たしたと考えます。

教育長報告事項

令和7年度朝霞市人権教育推進協議会現地研修会について

- 1 実施日時 令和7年7月30日（水） 午前10時30分～午後3時
- 2 視察場所 国立ハンセン病資料館
東京都東村山市青葉町4-1-13
- 3 参加者 17人（前年度参加者数：16人）
- 4 目的 ハンセン病問題をはじめとする様々な人権問題について、その差別の歴史及び現状を知ることにより、正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重の意識を一層高めることを目的とする。
- 5 内容 今年度の現地研修会では、国立ハンセン病資料館にて、学芸員の占部様による人権学習会が行われました。はじめに、ハンセン病の医学的な特徴とハンセン病問題の歴史について、その当事者である、山内きみ江さんのインタビューを含む映像視聴が行われました。その後、占部様によるガイダンスが行われ、ハンセン病問題に関する具体的な過去の事例や現状について、また、館内見学を行う際のポイント等をお話しいただきました。午後は、各自で館内の一般展示や特別展示「戦後80年 戦争とハンセン病」の見学を行いました。参加者の皆様からは、「ハンセン病問題について誤認していた点があったが、今回の研修で正しく理解することができた」など、研修会の内容について好意的な評価を多数いただきました。今後におきましても、様々な人権課題に視点を置き、人権問題の解消に向けた現地研修会の実施に努めてまいります。

教育長報告事項

夏休み親子陶芸教室について

- 1 事業名 夏休み親子陶芸教室
- 2 目的 丸沼芸術の森の協力を得て、親子が一緒に作陶することで子供達の自由な発想を促進するとともに親子の絆を深める。また、丸沼芸術の森の優れた美術作品を鑑賞し、本物の芸術に触れる機会を設ける。
- 3 日時 【1回目】令和7年7月22日（火） 午前10時～正午
【2回目】令和7年8月18日（月） 午前10時～正午
- 4 会場 丸沼芸術の森、丸沼美術サロン、茶室ほか
- 5 参加費 1組1,000円（材料費・保険料）
- 6 内容・講師及び参加者数等

回	内 容	講 師	参加者
1	「親子で作陶してみよう！」 会場 丸沼陶芸倶楽部	丸沼陶芸倶楽部講師 榎本 洋二 氏 榎本 美鈴 氏 松本 充央 氏	17組34人 (1組キャンセル)
2	「学芸員と芸術鑑賞しよう」 会場 丸沼美術サロン	丸沼芸術の森学芸員 畦森 建 氏	
	「プロによる陶芸講座」 会場 丸沼陶芸倶楽部	丸沼陶芸倶楽部講師 榎本 洋二 氏 榎本 美鈴 氏 松本 充央 氏	
	「本格的な茶室で茶道体験」 会場 茶室（見学） ゲストハウス（茶道体験）	㈱丸沼倉庫代表取締役 須崎 勝茂 氏	
延べ参加者数			68人

参考) 令和6年度は16組から32人定員

7 内 容

令和7年度で10回目の開催となりました。（平成27年度開始、令和2年度中止）

145組290人の申込みがあり本事業への関心と人気の高さが伺われました。

第1回「親子で作陶してみよう！」では、講師の指導で作陶を行いました。講師に積極的に質問をしながら、アドバイスを受け、それぞれがカップや皿など自由な発想で、親子ともに真剣に取り組んでいました。榎本洋二氏から、作品をどのように仕上げるかの説明を受け、焼き上がりを楽しみにしていました。

第2回は、参加者を3つのグループに分け、「芸術鑑賞」、「陶芸講座」及び「茶道体験」を会場を移動し、順番に体験しました。

「芸術鑑賞」は丸沼美術サロンにおいて、丸沼芸術の森が所蔵している絵画や陶芸品などの作

品について、学芸員の畦森氏から丁寧な解説をいただきながら、和やかな雰囲気の中で一流の美術品を鑑賞しました。

「陶芸講座」では、電動ろくろを使って作品作りを体験しました。子どもたちは、一人ひとり講師の指導を受けながら、速度調整や力加減に苦労しながらも、楽しんで成形していました。

「茶道体験」では、須崎氏の出迎えを受け、初めに須崎邸内の茶室を見学・説明を伺った後、別棟で須崎夫妻のもてなしにより、お茶とバームクーヘンをいただき、和の「詫び、寂び」を体験しました。

プログラムを全て終了した後、参加者全員が集合し、榎本洋二氏から、陶芸・陶器の説明を受け、御協力いただいた須崎氏からも御挨拶をいただき、好評のうちにけが人等もなく無事に事業を終了することができました。

終了後のアンケートでは、満足・やや満足が90%以上と満足度が高く、「ちょっと難しかったけど自分だけの作品が作れて楽しかった。」、「作陶・芸術鑑賞・茶道と普段経験できないことを親子そろって体験でき、とても良い思い出になりました。」、「市内にこのような芸術支援の場があり驚き、とても貴重な経験ができました。」など多数の御意見をいただきました。

事業終了後、須崎氏をはじめ講師の方々と反省の場を設け、事業内容や運営スケジュールなどについて意見を交わし、改善点や注意点等について確認を行いました。

教育長報告事項

小学生スポーツ教室について

(1) ミニテニス

- <日 時> 令和7年7月29日(火)～7月31日(木) 午前9時～正午
<会 場> 朝霞市立総合体育館 メインアリーナ
<参加人数> 43人
<講 師> 朝霞市スポーツ推進委員連絡協議会

(2) なぎなた

- <日 時> 令和7年8月5日(火)～7日(木) 午前9時～正午
<会 場> 朝霞市立総合体育館 サブアリーナ
<参加人数> 24人
<講 師> 朝霞市なぎなた連盟

概 要

(1) 運動が苦手な児童でも楽しく体を動かすこと及び活動を通じて、学校や学年の異なる生徒同士の交流をねらいとした教室です。

(2) 歴史ある伝統武道のなぎなたを通してスポーツに親しむことと、礼儀作法を学ぶことをねらいとした、保護者も参加できる教室です。

内 容

(1) 1日目、2日目は講師からラケットの持ち方やボールの打ち方など基本動作を学び、ラリー練習を通して初めてミニテニスに挑戦した児童たちも競技に慣れていく様子が見られました。3日目はくじ引きで組まれたペアで試合を行い、緊張感を持ちつつ、楽しみながらも勝利を目指して真剣に取り組む様子が印象的で、3日間を通じてこどもたちの成長が見られる教室となりました。教室期間中、けが人もなく、3日間の全行程を終了することができました。

(2) 1日目は、礼儀作法や所作に慣れない児童が多く、身長2倍ほどあるなぎなたに振り回される様子がみられましたが、講師の指導により、なぎなたの持ち方や構え、基本的な技術を学び、徐々に扱いに慣れていく様子を感じられました。2日目以降は、なぎなたの扱い方に慣れ、講師の掛け声で自然と構えや面打ちなどの動作ができるようになりました。3日目には演技競技を行い、3日間で身につけた技術を存分に堂々と発揮している姿が印象的でした。また、保護者にも参加いただき、親子でなぎなたを経験できたということも本教室の魅力の一つであると感じました。

両事業を通して、子供たちからは「仲間と協力して楽しくできた」「講師の指導がわかりやすく、また参加したい」「もっとミニテニス・なぎなたをやってみたい」などの感想が寄せられ、高い評価を得られたものと考えております。

次回以降につきましても、アンケートの意見などを参考に、より参加者に満足していただける教室の実施に努めていきます。

教育長報告事項

スポーツ射撃体験会について

- 1 日 時 令和7年8月23日（土）
- 2 場 所 朝霞市立総合体育館サブアリーナ
- 3 参加者数 118名（事前申込参加者67名、当日参加51名）

4 概要

スポーツ射撃体験会は公益社団法人日本ライフル射撃協会と本市の共催により、小学生以上の方を対象に総合体育館サブアリーナで実施し、計118名の参加がありました。

この事業は、東京2020オリンピック・パラリンピックの射撃会場である本市のレガシー事業として、国民スポーツ大会の正式種目であるビームライフル・ビームピストルの体験会を通して知ってもらうことを主旨として開催いたしました。

当日は、昨年度までと同様ビームライフル・ビームピストル、クレ射撃シミュレーターのほか、特定非営利活動法人日本パラ射撃連盟にも御協力いただき、パラ射撃が今回初めて併設されました。

また、メインアリーナではTOKYO2020メモリアル BR・BP JAPAN CUPが8月22日から24日にかけて開催されました。

5 所感

ビームライフル・ビームピストルの参加者を事前予約として募集したところ、定員いっぱいの申込みがあり、市民の皆さんが射撃競技に対して一定の興味・関心を持っていることが感じられました。

ビームライフル・ビームピストルと併せて、申込不要で体験できるクレ射撃や普段経験することのできないパラ射撃をする方も多くおりました。また、昨年度開催されたパリパラリンピックで銅メダルを獲得された^{みずたみか}水田光夏選手、3大会連続でパラリンピックに出場され現在は日本パラ射撃連盟理事の田口亜希様にお越しいただき、参加者の皆様にご指導いただきました。

当日はメインアリーナで開催された大会に出場している選手もサブアリーナに来て見ていただき、普段行っている競技とは別のクレ射撃等に多くの方が興味を持ち参加され、楽しんでいる様子が伺えました。

当日、イベントボランティア6名にお越しいただき、参加者の誘導や受付など、円滑な事業運営にご尽力いただきました。

本市のレガシー事業として、今後も日本ライフル射撃協会及び埼玉県ライフル射撃協会と連携しながら取り組んでまいります。

教育長報告事項

令和7年度溝沼子どもプールについて

- 1 開場期間 令和7年7月19日（土）から8月31日（日）まで（44日間）
- 2 実 績 令和7年度入場者数 36,701人 開場日数 44日（休場なし）
- 令和6年度入場者数 32,138人 開場日数 51日（うち4日休場）
- 令和5年度入場者数 39,932人 開場日数 58日（休場なし）
- 令和4年度入場者数 12,530人 開場日数 57日（うち1日休場）
- 令和3年度入場者数 5,913人 開場日数 55日（うち3日休場）

※内 訳（入場者数）

未就学児	9,440人
小学生	11,464人
付添人	15,524人
障害児（小学生）	98人
付添人（障害児）	175人
合 計	36,701人

- 3 所 感 令和7年度は、近年の気候変動に伴う猛暑による熱中症防止の観点から、昨年度と同様に2部制で運営しました。また、開場日数を44日間といたしました。

開場中は、安全管理マニュアルを基に適正な監視員の配置がされているか、施設の運営が滞りなく行われているか等について、職員が随時巡回点検を行いました。

今年度は合計36,701人の来場者数となりました。昨年度と比較すると開場期間が短縮されましたが、4,563人の来場者数が増加しました。また、近隣には屋外プール施設が少ないこともあり、市外からの来場者も多く見られる等、プール施設の場の提供、スポーツ振興等の点において、一定の成果はあったものと考えます。

溝沼子どもプールは、施設全体として老朽化や腐食が進行しておりますが、保守及び修繕を実施し、利用者の皆様安全に御利用いただけるよう努めてまいります。

今後も利用者が安心安全に御利用いただけるよう、利用者や受託業者からの意見を取り入れて、適切に開場してまいります。

教育長報告事項

第40回サマーフェスティバルについて

- 1 事業名 第40回サマーフェスティバル
主催：サマーフェスティバル実行委員会
中央公民館利用団体連絡協議会
中央公民館・コミュニティセンター
- 2 日時 令和7年8月23日（土）午前10時～午後7時
24日（日）午前10時～午後4時
- 3 会場 中央公民館・コミュニティセンター
- 4 参加団体 延べ44団体【展示11、体験・模擬店12、コンサート19、
鳴子踊り2】（令和6年度比2団体増）
- 5 来館者 2日間延べ4,552人
- 6 内 容

中央公民館利用団体で組織された「サマーフェスティバル実行委員会」が主体となり、「展示」「体験・模擬店」「コンサート」の各部門に分かれ、団体同士が協力して運営を行い、活気のある、盛況なサマーフェスティバルとなりました。

第40回の節目として開催した今年度のサマーフェスティバルには、延べ44団体が参加しました。令和5年度の延べ43団体、令和6年度の延べ42団体とほぼ同数となりました。

来場者数は4,552人で、昨年度と比較すると、1,440人の増となりました。今年は40回目を記念して、朝霞市キャラクターぼぼたんの来場やバルーンアート等のイベントを行ったことにより、昨年度よりもこどもたちの姿が多く見られました。

サマーフェスティバルは、参加団体にとっては、日頃の学習・活動成果を発表することにより、構成員の数を増やしていくきっかけとなる重要なイベントであるとともに、公民館にとっては、多くの方々に公民館事業に対する理解を深めていただく大変良い機会であると捉えております。

今年もスタンプラリーや1階ロビーでのコンサートをはじめ、前述の第40回を記念したイベントを行ったことにより、こどもから高齢の方まで幅広い年齢層の来場者に公民館を身近に感じていただく絶好の機会となりました。

教育長報告事項

令和7年度夏季休暇期間放課後子ども教室事業について

- 1 事業名 令和7年度夏季休暇期間放課後子ども教室事業
- 2 目的 放課後等に小学校の特別教室等を活用し、安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動の場や地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。
- 3 日時 各校5回（午前中2時間）
 令和7年7月22日（火）～28日（月） 九小（多目的ルーム）
 令和7年7月28日（月）～8月1日（金） 三小（会議室）、五小（体育館会議室）、七小（図工室）
 令和7年8月18日（月）～22日（金） 一小（多目的室）、四小（ランチルーム）

4 会場及び参加者数等

（ ）：会場以外の小学校人数

会場	内容	講師	応募人数	参加人数	延参加人数	回数
一小	バランスボール&キッズヨガ	ファルモル 小澤 美智子 他	18（9）	20（11）	81	5
三小	オリジナル絵本を作ろう	岩田 真弓 他	25（4）	25（4）	113	5
四小	カッターナイフで 切り絵に挑戦	切り絵連盟 加藤 三郎 他	22（9）	23（11）	94	5
五小	おもしろ工作教室	朝霞ぐらんぱの会 川口 繁 他	59（21）	25（7）	122	5
七小	筆と墨で遊ぼう！	筆家団欒 葵 大輔 他	31（7）	25（7）	105	5
九小	科学あそび大好き！ （科学の実験）	科学読物研究会 岩田 真弓 他	61（20）	25（9）	115	5
合 計			216（70）	143（49）	630	30

※各教室定員25人 初参加者を優先して抽選を行い、落選者の中から第2希望での繰り上げを実施した。

5 内 容

全5回のうち、プログラムを3回、各自の宿題、自由課題等を2回で開催した。七小については、講師の申し出により全5回をプログラムとした。

各教室の定員は25人、6教室の定員合計は150人で応募したところ、応募者数は216人と定員を大きく上回り、夏季休暇期間放課後子ども教室が広く認知されていることが伺えた。

第十小学校が改修工事が行われている為、第九小学校で開催することとし、6校中4校のプログラムを入れ替え実施した。第九小学校で始めて開催することから比較的人気のあるプログラムを設定して募集をかけたところ、最も多くの応募があった。

事業の実施後に実施したアンケートでは、「満足（楽しかった）」が84.7%、「やや満足（やや楽しかった）」が9.3%で、合計94%の児童が楽しかったと感じていた。また、日程、回数、時間などの設定は「ちょうどいい」が76.5%であった。

今後は各プログラムの内容が児童に分かりやすく伝わるように工夫し、興味を持って参加していただけるようにしていきたい。

また、令和8年度についても、アンケート結果や講師及び実行委員会の意見を踏まえ、より充実した事業を実施していきたい。

教育長報告事項

令和7年度第2回朝霞市立図書館協議会について

- 1 日時 令和7年8月26日(火)10:00～11:40
- 2 会場 朝霞市立図書館（本館） 視聴覚室
- 3 出席者 朝霞市立図書館協議会委員 7人中6人出席
事務局5人
- 4 議題 (1) 報告事項
 - ア 令和6年度事業報告および利用状況について
 - イ 第3次朝霞市立図書館サービス基本計画（令和6年度実績報告）
 - ウ 第3次朝霞市子ども読書活動推進計画（令和6年度実績報告）
 - エ 朝霞市子ども読書活動推進計画アンケートおよび朝霞市子どもモニターアンケート集計結果について(2) その他
- 5 概要 (1) 報告事項
 - ア 令和6年度事業報告および利用状況について
 - ・令和6年度の貸出者数及び利用者数、実施事業等について報告した。
 - イ 第3次朝霞市立図書館サービス基本計画（令和6年度実績報告）
 - ・令和6年度の実績報告と評価について報告し、御意見をいただいた。
 - ウ 第3次朝霞市子ども読書活動推進計画（令和6年度実績報告）
 - ・令和6年度の実績と評価について報告した。
 - エ 朝霞市子ども読書活動推進計画アンケートおよび朝霞市子どもモニターアンケート集計結果について
 - ・アンケート結果について報告し、御意見をいただいた。(2) その他
 - ・令和8年からとなる次期計画について
 - ・次回の図書館協議会の予定について連絡した。

令和6年度第2回朝霞市立図書館協議会 出欠票

令和7年8月26日(火)

選出根拠	所属・役職	氏 名	出 欠
1号委員 学校関係者	朝霞第五小学校長	三 好 正 浩	
2号委員 社会教育団体	図書館友の会	有 永 克 司	
4号委員 公民館運営審議会委員	公民館運営審議会委員		
5号委員 家庭教育の向上	公募委員	鈴 木 恭 子	
6号委員 学識経験者	朝霞高等学校長	久 住 毅	
6号委員 学識経験者	十文字学園女子大学 教授	石 川 敬 史	
6号委員 学識経験者	市議会議員	駒 牧 容 子	

議案第56号

朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第10号の規定により、別紙のとおり令和7年度朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて議決を求める。

令和7年9月30日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

朝霞市教育委員会表彰被表彰者推薦申出一覧(児童生徒対象)

令和7年10月表彰分

<市立>

No.	団体名・氏名	学年	主な経歴	種目	功績の概要	可・否	記念品
【朝霞第一小学校】							
1	岩崎 夕香	2	第63回埼玉県硬筆中央展覧会 特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
2	小林 美玖	2	第63回埼玉県硬筆中央展覧会 特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
3	高橋 莉子	2	身体障害者福祉のための第67回埼玉県児童生徒美術展覧会 特選賞	絵画	県大会入賞	可	1
4	佐藤 陽和	3	身体障害者福祉のための第67回埼玉県児童生徒美術展覧会 特選賞	絵画	県大会入賞	可	1
【朝霞第五小学校】							
5	清水 理帆	3	第63回埼玉県硬筆中央展覧会 特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
6	宮原 朱里	5	第63回埼玉県硬筆中央展覧会 特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
【朝霞第十一小学校】							
7	土屋 友菜	3	第63回埼玉県硬筆中央展覧会 特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
8	秋田 悠月	5	第63回埼玉県硬筆中央展覧会 特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
9	土屋 美遥	6	第63回埼玉県硬筆中央展覧会 特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
10	朝霞第十小学校合唱団 「うたの輪」 対象 25人	-	第92回NHK全国学校音楽コンクール(埼玉県コンクール) 銀賞	合唱	県大会入賞	可	25
【朝霞第一中学校】							
11	藤藤 彩空	2	第63回埼玉県硬筆中央展覧会 特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
12	山本 健生	3	第63回埼玉県硬筆中央展覧会 推薦賞	硬筆	県大会入賞	可	1
13	吉井 咲良	1	身体障害者福祉のための第67回埼玉県児童生徒美術展覧会 特選賞	絵画	県大会入賞	可	1
14	金子 弥礼	3	身体障害者福祉のための第67回埼玉県児童生徒美術展覧会 特選賞	絵画	県大会入賞	可	1
15	伊藤 環	3	身体障害者福祉のための第67回埼玉県児童生徒美術展覧会 特選賞	絵画	県大会入賞	可	1
16	石上 怜依	3	身体障害者福祉のための第67回埼玉県児童生徒美術展覧会 特選賞	絵画	県大会入賞	可	1
17	北川 虎之介	3	第53回関東中学校陸上競技大会(男子走高跳) 8位入賞	陸上	関東大会入賞	可	1
18	藤井 つばき	3	第53回関東中学校陸上競技大会(女子走高跳) 出場	陸上	関東大会出場	可	1
19	油屋 悠人	3	第18回文部科学大臣杯 小・中学校囲碁団体戦 全国大会	囲碁	全国大会出場	可	1
20	家村 結真	3	第18回文部科学大臣杯 小・中学校囲碁団体戦 全国大会	囲碁	全国大会出場	可	1
21	船越 幸也	3	第18回文部科学大臣杯 小・中学校囲碁団体戦 全国大会	囲碁	全国大会出場	可	1
22	田中 怜旺	3	第18回文部科学大臣杯 小・中学校囲碁団体戦 全国大会	囲碁	全国大会出場	可	1
23	吹奏楽部 対象 52人	-	第31回西関東吹奏楽コンクール 出場	吹奏楽	全国大会出場	可	52
【朝霞第二中学校】							
24	平野 紗良	1	第63回埼玉県硬筆中央展覧会 特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
25	川崎 陽菜	2	第63回埼玉県硬筆中央展覧会 特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
26	山畑 希実	2	第63回埼玉県硬筆中央展覧会 特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
27	中村 虎之介	3	第49回関東中学校水泳競技大会 1位入賞	水泳	関東大会入賞	可	1
28	田村 健悟	3	令和7年度埼玉県学校総合体育大会 テニス 男子個人戦 6位入賞	テニス	県大会入賞	可	1
29	高原 真麻	3	第53回関東中学校陸上競技大会(男子4×100mR) 6位入賞	陸上	関東大会入賞	可	1
30	玉野 怜	3	第53回関東中学校陸上競技大会(男子4×100mR) 6位入賞	陸上	関東大会入賞	可	1
31	田中 響	3	第53回関東中学校陸上競技大会(男子4×100mR) 6位入賞	陸上	関東大会入賞	可	1
32	伊藤 康太朗	3	第53回関東中学校陸上競技大会(男子4×100mR) 6位入賞	陸上	関東大会入賞	可	1
33	女子テニス部 対象 7人	-	令和7年度第5回関東中学校体育大会 出場	テニス	関東大会出場	可	7
34	男子剣道部 対象 7人	-	令和7年度埼玉県学校総合体育大会 剣道 男子団体戦 5位入賞	剣道	県大会入賞	可	7
【朝霞第三中学校】							
35	佐藤 妃乃	1	第63回埼玉県硬筆中央展覧会 特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
36	市川 陽葵	3	第63回埼玉県硬筆中央展覧会 特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
37	岡田 竜季	1	第71回全日本中学校通信陸上埼玉県大会 男子100m 8位入賞	陸上	県大会入賞	可	1
38	金井 秀太	3	第52回全国中学校陸上競技選手権大会 男子200m 出場	陸上	全国大会出場	可	1
39	山村 悠人	3	第71回全日本中学校通信陸上埼玉県大会 男子4×100mR 5位入賞	陸上	県大会入賞	可	1
40	山本 大貴	2	第71回全日本中学校通信陸上埼玉県大会 男子4×100mR 5位入賞	陸上	県大会入賞	可	1
41	松澤 徹	2	第71回全日本中学校通信陸上埼玉県大会 男子4×100mR 5位入賞	陸上	県大会入賞	可	1
42	竹川 史織	2	第52回全国中学校陸上競技選手権大会 女子四種競技出場	陸上	全国大会出場	可	1
43	二上 葉奈	2	令和7年度全国中学校体育大会第55回全国剣道大会 女子個人戦	剣道	全国大会出場	可	1
44	女子剣道部 対象 5名	-	第50回関東中学校剣道大会 女子団体戦出場	剣道	関東大会出場	可	5
45	吹奏楽部 対象 39人	-	第31回西関東吹奏楽コンクール 出場	吹奏楽	関東大会出場	可	39
【朝霞第四中学校】							
46	岡村 柚希	2	第63回埼玉県硬筆中央展覧会 特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
47	森園 愛結	3	令和7年度埼玉県学校総合体育大会 陸上 女子3年100m 6位入賞	陸上	県大会入賞	可	1
48	吹奏楽部 対象 61人	-	第31回西関東吹奏楽コンクール 出場	吹奏楽	関東大会出場	可	61

計237個

議案第57号

令和8年度当初朝霞市教職員人事異動方針を定めることについて

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第4号の規定により、令和8年度当初朝霞市教職員人事異動方針を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和7年9月30日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

令和8年度当初朝霞市教職員人事異動方針

朝霞市教育委員会

令和8年度当初朝霞市教職員人事異動方針は、埼玉県教育委員会の異動方針に即するものとするが、実施に当たっては、特に下記事項に配慮する。

記

- 1 各学校の気風を刷新し、充実した教育活動の推進を図るため、適材を適時に適所に配置し、積極的な人事異動を行う。
- 2 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮するとともに各学校の活力を高め、教職員組織の充実を図るように努める。
- 3 同一校における勤続7年以上の者の計画的・積極的な人事異動を行う。
- 4 新規採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、早期に多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後3年以上6年以内に異動を行う。その際、市町村間異動を原則とする。
- 5 役職定年後の教職員及び再任用職員については、その豊かな経験が生かされ、各学校の調和のとれた学校運営に資するよう、適切な配置に努める。
- 6 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用、適切な配置に努める。
- 7 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

教小第253号
令和7年8月27日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

令和8年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
について（通知）

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「令和8年度当初教職員人事異動方針」に基づき各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

令和8年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和8年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和8年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 基本方針関係

(1) 新規採用教職員

新規採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登載された者の中から、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全県的視野に立つて行う。

(2) 再任用職員

再任用職員については、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

(3) 役職定年後の教職員

役職定年後の教職員は、当分の間、役職定年時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

2 転任・転補関係

(1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア 同一校在職3年未満の者

イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ 休職中の者

(4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

(5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

(6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

(7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。

(8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。

(9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

(10) 新規採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

(11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。

特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。

- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。
特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。
また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (19) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (20) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

3 登用関係

- (1) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- (2) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流関係

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、埼玉県教育委員会と関係機関が協議の上行う。

5 その他

- (1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について
 - ア 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
 - イ 教育事務所長は、上記アの計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の協力のもと、広域的な異動を推進する。
- (2) 退職
 - ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例に定めるところによるものとする。
 - イ 勸奨退職については、学校職員勸奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。
令和7年度、退職の勸奨は原則行わない。ただし、勸奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。
なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和7年12月8日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

教 県 第 5 3 8 号

令和7年8月20日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

令和8年度当初教職員人事異動方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、関係各機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

担当 県立学校人事課教員人事担当

電話 048（830）6738

令和8年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和8年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和7年8月20日

埼玉県教育委員会

令和8年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第4期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢^{てき}し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市立学校を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
- (5) 新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動に当たっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 登用

校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

議案第58号

朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を別紙のように改正することについて議決を求める。

令和7年9月30日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

朝霞市学校給食費徴収規則（令和2年朝霞市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「4,700円」を「6,000円」に、「1,460円」を「1,860円」に改め、同項第2号中「5,300円」を「6,800円」に改め、同項第3号中「4,700円」を「6,000円」に改め、同項第4号中「5,300円」を「6,800円」に改め、同条第2項第1号中「280円」を「355円」に改め、同項第2号中「315円」を「405円」に改める。

第7条第3項の表市立の小学校において学校給食を受けた者の項中「280円」を「355円」に、「4,700円」を「6,000円」に、「1,460円」を「1,860円」に改め、同表市立の中学校において学校給食を受けた者の項中「315円」を「405円」に、「5,300円」を「6,800円」に改める。

附則第2項の前の見出し中「令和7年度」の次に「後期」を加え、同項中「令和7年4月」を「令和7年10月」に、「令和7年度給食費」を「令和7年度後期給食費」に、「令和5年朝霞市教育委員会規則第1号。以下「令和5年一部改正規則」」を「令和7年朝霞市教育委員会規則第6号。以下「令和7年一部改正規則」」に改め、同項第1号中「4,200円」を「4,850円」に、「1,300円」を「1,500円」に改め、同項第2号中「4,800円」を「5,550円」に改める。

附則第3項中「令和7年度給食費」を「令和7年度後期給食費」に、「令和5年一部改正規則」を「令和7年一部改正規則」に改め、同項の表市立の小学校において学校給食を受けた者の項中「249円」を「288円」に、「4,200円」を「4,850円」に改め、同表市立の中学校において学校給食を受けた者の項中「285円」を「330円」に、「4,800円」を「5,550円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費の還付については、なお従前の例による。

○改正後の朝霞市学校給食費徴収規則

令和 2 年 1 月 23 日教育委員会規則第 1 号

改正

令和 3 年 1 月 29 日教育委員会規則第 2 号

令和 5 年 2 月 24 日教育委員会規則第 1 号

令和 5 年 7 月 27 日教育委員会規則第 3 号

令和 6 年 3 月 29 日教育委員会規則第 1 号

令和 7 年 3 月 31 日教育委員会規則第 4 号

令和 7 年 10 月 1 日教育委員会規則第 6 号

朝霞市学校給食費徴収規則

朝霞市学校給食費徴収規則（平成 3 年朝霞市教育委員会規則第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 11 条第 2 項に規定する保護者の負担する経費及び学校給食を受けることについて職員が負担する経費（以下「給食費」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（給食の対象者）

第 2 条 学校給食は、次の者を対象として行う。

- （1）市立の小学校に在学する児童
- （2）市立の中学校に在学する生徒
- （3）市立の小学校に属する職員及び市立の小学校に係る学校給食の業務に従事する職員
- （4）市立の中学校に属する職員及び市立の中学校に係る学校給食の業務に従事する職員

（経費の負担）

第 3 条 給食費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び職員の負担とする。

（給食実施回数）

第 4 条 学校給食は、年間を通じて 185 回を標準とし、授業日の昼食時に実施するものとする。

（給食費の額）

第5条 給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号に掲げる者（第5号に掲げる者を除く。） 月額6,000円（小学1年生の4月分は、1,860円）

(2) 第2条第2号に掲げる者（第5号に掲げる者を除く。） 月額6,800円（中学3年生の3月分は、0円）

(3) 第2条第3号に掲げる者 月額6,000円

(4) 第2条第4号に掲げる者 月額6,800円

(5) 第2条第1号及び第2号に掲げる者のうち次のいずれにも該当するもの 0円

ア 同一世帯に義務教育の期間内の児童又は生徒（以下この号において「児童生徒」という。）が3人以上属する世帯の世帯員であること。

イ 同一世帯の児童生徒のうち最年長者及び2番目の年長者を除いたものであること。

ウ 同一世帯に属する児童生徒及びその保護者が市内に住所を有すること。

エ 同一世帯に属する者が、生活保護又は就学援助により給食費に相当する額の給付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、試食会等における1回当たりの給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市立の小学校において学校給食を受けた者 355円

(2) 市立の中学校において学校給食を受けた者 405円

（給食費の納入）

第6条 保護者は、前条第1項第1号又は第2号に規定する給食費の月額を、4月分から7月分までの給食費は翌月の末日までに、9月分から翌年3月分までの給食費は当該月の末日までに市に納入しなければならない。ただし、転入等により月の途中から学校給食を受けた場合は、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額に当該月の間に学校給食を受けた回数に乗じて得た額を納入するものとする。

2 職員は、前条第1項第3号又は第4号に規定する給食費の月額を、4月分から7月分までの給食費は翌月の末日までに、9月分から翌年3月分までの給食費は当該月の末日までに市に納入しなければならない。ただし、人事異動等により月の途中から学校給食を受けた場合は、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額に当該月の間に学校給食を受けた回数に乗じて得た額を納入するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、試食会等により学校給食を受けた者は、前条

第2項に掲げる額を、当該学校給食を受けた日の翌月末日までに、市に納入しなければならない。

(給食費の還付)

第7条 保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給食費の還付を請求することができる。

- (1) 児童又は生徒が死亡し、又は転出した場合
- (2) 病気、事故その他の理由によりあらかじめ保護者から連絡のあった者で、給食を受けない日が引き続き4日を超えた場合
- (3) 食物アレルギーを有する等の理由により、給食の全部又は一部を食べることができない場合

2 職員(第1号(職員が死亡した場合に限る。))に該当する場合は、当該職員の相続人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給食費の還付を請求することができる。

- (1) 職員が死亡し、又は退職した場合
- (2) 病気、事故その他の理由によりあらかじめ連絡のあった者で、給食を受けない日が引き続き4日を超えた場合
- (3) 食物アレルギーを有する等の理由により、給食の一部を食べることができない場合

3 給食費の1回当たりの還付額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。

区分	給食費1回の還付額	限度額
市立の小学校において学校給食を受けた者	355円	6,000円(小学校1年生の4月分にあつては、1,860円)
市立の中学校において学校給食を受けた者	405円	6,800円

4 前項の規定にかかわらず、第1項第3号又は第2項第3号に規定する給食の一部を食べることができない場合の還付額は、別に定める額とする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、給食費の徴収に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年度後期の給食費の特例)

- 2 保護者が負担する令和 7 年10月から令和 8 年 3 月までの間に実施する給食に係る給食費（以下「令和 7 年度後期給食費」という。）については、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則（令和 7 年朝霞市教育委員会規則第 6 号。以下「令和 7 年一部改正規則」という。）による改正後の第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 2 条第 1 号に掲げる者（第 5 条第 5 号に掲げる者を除く。） 月額
4,850円（小学 1 年生の 4 月分は1,500円）

(2) 第 2 条第 2 号に掲げる者（第 5 条第 5 号に掲げる者を除く。） 月額
5,550円（中学 3 年生の 3 月分は、0 円）

- 3 保護者に対する令和 7 年度後期給食費の 1 回当たりの還付額については、令和 7 年一部改正規則による改正後の第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。

区分	給食費 1 回の還付額	限度額
市立の小学校において学校給食を受けた者	288円	4,850円
市立の中学校において学校給食を受けた者	330円	5,550円

附 則（令和 3 年 1 月29日教委規則第 2 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月24日教委規則第 1 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費の還付については、な

お従前の例による。

附 則（令和 5 年 7 月 27 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費の還付については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日教委規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費の還付については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日教委規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費の還付については、なお従前の例による。

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費の還付については、なお従前の例による。

【参考資料】

朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

改正後			改正前		
(給食費の額)			(給食費の額)		
第5条 給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。			第5条 給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。		
(1) 第2条第1号に掲げる者(第5号に掲げる者を除く。) 月額 <u>6,000円</u> (小学1年生の4月分は、 <u>1,860円</u>)			(1) 第2条第1号に掲げる者(第5号に掲げる者を除く。) 月額 <u>4,700円</u> (小学1年生の4月分は、 <u>1,460円</u>)		
(2) 第2条第2号に掲げる者(第5号に掲げる者を除く。) 月額 <u>6,800円</u> (中学3年生の3月分は、0円)			(2) 第2条第2号に掲げる者(第5号に掲げる者を除く。) 月額 <u>5,300円</u> (中学3年生の3月分は、0円)		
(3) 第2条第3号に掲げる者 月額 <u>6,000円</u>			(3) 第2条第3号に掲げる者 月額 <u>4,700円</u>		
(4) 第2条第4号に掲げる者 月額 <u>6,800円</u>			(4) 第2条第4号に掲げる者 月額 <u>5,300円</u>		
(5) (略)			(5) (略)		
2 前項の規定にかかわらず、試食会等における1回当たりの給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。			2 前項の規定にかかわらず、試食会等における1回当たりの給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。		
(1) 市立の小学校において学校給食を受けた者 <u>355円</u>			(1) 市立の小学校において学校給食を受けた者 <u>280円</u>		
(2) 市立の中学校において学校給食を受けた者 <u>405円</u>			(2) 市立の中学校において学校給食を受けた者 <u>315円</u>		
(給食費の還付)			(給食費の還付)		
第7条 (略)			第7条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
3 給食費の1回当たりの還付額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。			3 給食費の1回当たりの還付額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。		
区分	給食費1回の還付額	限度額	区分	給食費1回の還付額	限度額

市立の小学校において学校給食を受けた者	355円	6,000円（小学校1年生の4月分にあつては、1,860円）
市立の中学校において学校給食を受けた者	405円	6,800円

4 （略）

附 則

1 （略）

（令和7年度後期の給食費の特例）

2 保護者が負担する令和7年10月から令和8年3月までの間に実施する給食に係る給食費（以下「令和7年度後期給食費」という。）については、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則（令和7年朝霞市教育委員会規則第 号。以下「令和7年一部改正規則」という。）による改正後の第5条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第2条第1号に掲げる者（第5条第5号に掲げる者を除く。）

月額4,850円（小学1年生の4月分は1,500円）

（2）第2条第2号に掲げる者（第5条第5号に掲げる者を除く。）

月額5,550円（中学3年生の3月分は、0円）

3 保護者に対する令和7年度後期給食費の1回当たりの還付額については、令和7年一部改正規則による改正後の第7条第3項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。

市立の小学校において学校給食を受けた者	280円	4,700円（小学校1年生の4月分にあつては、1,460円）
市立の中学校において学校給食を受けた者	315円	5,300円

4 （略）

附 則

1 （略）

（令和7年度 〃 の給食費の特例）

2 保護者が負担する令和7年4月から令和8年3月までの間に実施する給食に係る給食費（以下「令和7年度給食費 〃 」という。）については、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則（令和5年朝霞市教育委員会規則第1号。以下「令和5年一部改正規則」という。）による改正後の第5条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第2条第1号に掲げる者（第5条第5号に掲げる者を除く。）

月額4,200円（小学1年生の4月分は1,300円）

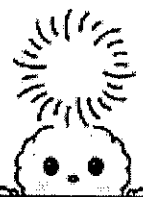
（2）第2条第2号に掲げる者（第5条第5号に掲げる者を除く。）

月額4,800円（中学3年生の3月分は、0円）

3 保護者に対する令和7年度給食費 〃 の1回当たりの還付額については、令和5年一部改正規則による改正後の第7条第3項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。

区分	給食費 1 回の還付額	限度額	区分	給食費 1 回の還付額	限度額
市立の小学校において 学校給食を受けた者	<u>288円</u>	<u>4,850円</u>	市立の小学校において 学校給食を受けた者	<u>249円</u>	<u>4,200円</u>
市立の中学校において 学校給食を受けた者	<u>330円</u>	<u>5,550円</u>	市立の中学校において 学校給食を受けた者	<u>285円</u>	<u>4,800円</u>

学校給食費の改定に伴う保護者負担の軽減について



①市からの支援額

- ・支援策 現在の月額500円に加えて、改定額の半額を支援する
- ・支援期間 令和7年10月から令和8年3月まで

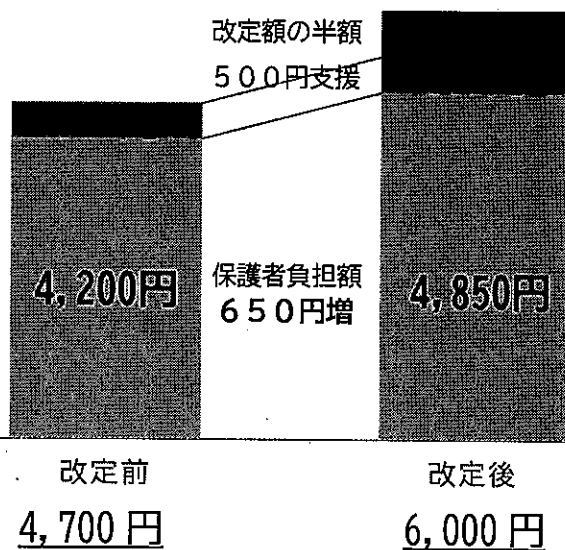
	現在の支援額		追加の支援額		改定後の総支援額
小学校	500円	+	650円	=	1,150円
中学校	500円	+	750円	=	1,250円

②学校給食費の変化と負担額

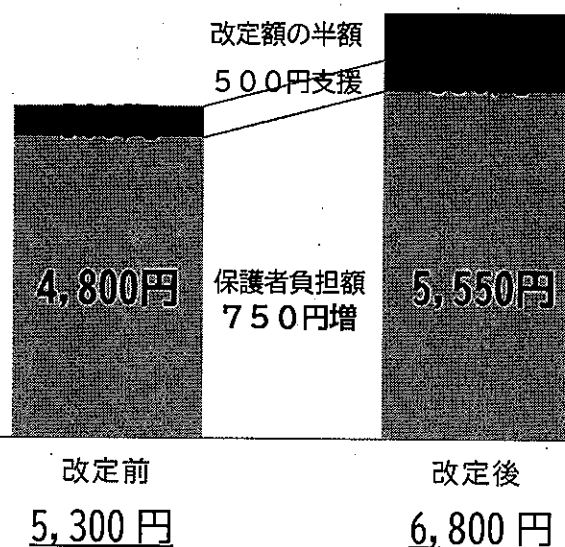
- ・学校給食費の改定時期 令和7年10月から

	現在の給食費	改定後の給食費	保護者の実質負担額
小学校	4,700円	6,000円	4,850円
中学校	5,300円	6,800円	5,550円

小学校



中学校



議案第59号

朝霞市教育委員会職員の人事について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第4号の規定により、朝霞市教育委員会職員の人事異動を別紙のとおり実施することについて議決を求める。

令和7年9月30日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

令和 7年10月 1日 人事異動

(朝霞市)

新 任 職	氏 名	現 職
○部次長級		
(市長部局)		
市民環境部次長兼産業振興課長 (農業委員会事務局)	長谷 修	生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長
(教育委員会事務局)		
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	堀川 政昭	生涯学習部参事兼中央公民館長 (コミュニティセンター所長)
○課長級		
(教育委員会事務局)		
生涯学習部中央公民館長 (コミュニティセンター所長)	大瀧 一彦	市民環境部産業振興課長 (農業委員会事務局)